

秋田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、
包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該
監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
を次のとおり告示する。

令和7年4月30日

秋田市監査委員 鶴 田 嘉 裕

秋田市監査委員 高 井 宏 司

秋田市監査委員 安 井 誠 悦

秋田市監査委員 三 浦 清

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所

高 橋 和 典

山形県山形市城西町五丁目12番32号

櫻 井 康 博

宮城県仙台市泉区上谷刈一丁目2番30-401号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和7年5月7日から令和8年3月31日まで